

募集要項 新旧対応表 (12月5日現在)

No	書類名	頁	該当箇所	修正前 (11月28日公表「募集要項」記載内容)	修正後	備考
1	募集要項	12	III. 応募者の備えるべき参加要件 1. 応募者の構成	<p>① 応募者は、前述の業務を実施するために必要な能力を備えた法人（構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。</p> <p>② 応募者はグループを構成する企業の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。また、構成員のなかで、応募手続きを行いかつ県との対応窓口となる1法人である代表企業についても明示しなければならない。</p> <p>③ 構成員は、運営権者に出資して議決権付株式（実施契約書（案）に定める議決権付株式をいう。）のすべての割当てを受けるものとする。</p> <p>④ 第一次審査書類の提出以降、代表企業、並びに応募者の構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、構成員及び協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募者を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。</p> <p>⑤ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。</p> <p>⑥ 応募者の構成員及び協力企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成員及び協力企業として参加できないものとする。ここでいう「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりとする。</p>	<p>① 応募者は、前述の業務を実施するために必要な能力を備えた単独の法人又は複数の法人（構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。</p> <p>② 応募者は、単独の法人又は複数の法人（構成員及び協力企業）で構成されるグループを構成する企業の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。また、複数の法人（構成員及び協力企業）で構成されるグループの場合、構成員のなかで、応募手続きを行いかつ県との対応窓口となる1法人である代表企業についても明示しなければならない。</p> <p>③ 単独の法人又はグループの構成員は、運営権者に出資して議決権付株式（実施契約書（案）に定める議決権付株式をいう。）のすべての割当てを受けるものとする。</p> <p>④ 第一次審査書類の提出以降、単独の法人、グループの代表企業、並びに応募者の構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、構成員及び協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募者を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、県に速やかに通知しなければならない。</p> <p>⑤ 単独の法人又はグループの応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。</p> <p>⑥ 単独の法人又はグループの応募者の構成員及び協力企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他のグループの応募者の構成員及び協力企業として参加できないものとする。ここでいう「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりとする。</p>	
2	募集要項	13	III. 応募者の備えるべき参加要件 2. 応募者の備えるべき共通の参加資格要件	応募者の構成員及び協力企業は、以下の①から⑪で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていないければならず、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。	単独の法人又は応募者の構成員及び協力企業は、以下の①から⑪で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていないければならず、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。	
3	募集要項	14	III. 応募者の備えるべき参加要件	<p>3. 応募者の構成員及び協力企業に求められる要件</p> <p>① 修繕・更新投資業務に携わる構成員又は協力企業</p> <p>施設の修繕・更新投資業務に携わる構成員及び協力企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示すアの要件はすべての者で該当し、イの要件は1者以上が該当すること。</p> <p>ア 参加資格確認書類提出時点で、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定証種であり、建築一式工事かつA等級であることの確認ができる者であること又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>② 運営業務を行う者</p> <p>ア 運営業務に当たる者は、以下に示す要件に該当するものとする。なお、運営業務に当たる者が複数である場合、運営業務に当たる者のうちの1者が満たせば良いものとする。</p> <p>ア 文化施設における運営業務を履行した実績があること（ただし、1年間以上継続したものに限る。）。</p> <p>③ 維持管理業務を行う者</p> <p>ア 維持管理業務に携わる構成員又は協力企業は、以下に示す要件に該当するものとする。</p> <p>ア 令和7年度において、県が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格に基づく資格の認定を受けていること（参加資格確認基準日までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、第二次審査締切り日において、県が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む。）。</p> <p>BAの認定において、庁舎等管理業務又は、維持管理業務の認定を受けていること（ただし、当該業務を1年以上継続して履行した実績があること。）。</p> <p>④ 庭園維持管理業務を行う者</p> <p>ア 庭園維持管理業務に携わる構成員又は協力企業は、以下に示す要件に該当するものとする。</p> <p>ア 令和7年度において、県が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格に基づく資格の認定を受けていること（参加資格確認基準日までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、第二次審査締切り日において、県が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む。）。</p> <p>BAの認定において、庭園維持管理業務に係る各業務の認定を受けていること（当該業務を1年間以上継続して履行した実績があること。）。</p>	<p>3. 応募者の構成員及び協力企業に求められる要件</p> <p>① 修繕・更新投資業務に携わる者構成員又は協力企業</p> <p>施設の修繕・更新投資業務に携わる単独の法人又はグループの構成員及び協力企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示すアの要件はすべての者で該当し、イの要件は1者以上が該当すること。</p> <p>ア 参加資格確認書類提出時点で、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定証種であり、建築一式工事かつA等級であることの確認ができる者であること又は参加資格確認基準日までに有する見込みのある者であること。</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>② 運営業務を行う者</p> <p>ア 運営業務に当たる者は、以下に示す要件に該当するものとする。なお、運営業務に当たる者が複数である場合、運営業務に当たる者のうちの1者が満たせば良いものとする。</p> <p>BAの認定において、運営業務を履行した実績があること（ただし、1年間以上継続したものに限る。）。</p> <p>③ 維持管理業務を行う者</p> <p>ア 維持管理業務に携わる単独の法人又はグループの構成員又は協力企業は、以下に示す要件に該当するものとする。</p> <p>BAの認定において、県が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格に基づく資格の認定を受けていること（参加資格確認基準日までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、第二次審査締切り日において、県が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む。）。</p> <p>BAの認定において、文化施設における運営業務を履行した実績があること（ただし、1年間以上継続したものに限る。）。</p> <p>④ 庭園維持管理業務を行う者</p> <p>ア 庭園維持管理業務に携わる単独の法人又はグループの構成員又は協力企業は、以下に示す要件に該当するものとする。</p> <p>BAの認定において、県が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格に基づく資格の認定を受けていること（参加資格確認基準日までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、第二次審査締切り日において、県が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定されている者を含む。）。</p> <p>BAの認定において、庭園維持管理業務に係る各業務の認定を受けていること（当該業務を1年間以上継続して履行した実績があること。）。</p>	
4	募集要項	15	III. 応募者の備えるべき参加要件 5. 応募者に求められる事項 ②参加資格要件を満たさなくなった場合の対応	応募者、応募者の構成員又は協力企業が、「III. 応募者の備えるべき参加要件」の1から3に定める参加資格要件を満たさなくなったとき、応募者、応募者の構成員又は協力企業が変更されたときは、県に速やかに通知しなければならない。	単独の法人又はグループの応募者、応募者の構成員又は協力企業が、「III. 応募者の備えるべき参加要件」の1から3に定める参加資格要件を満たさなくなったとき、 グループの応募者、応募者の構成員又は協力企業 が変更されたときは、県に速やかに通知しなければならない。	
5	募集要項	16	IV. 募集及び選定に関する事項	2. 選定スケジュール（予定）の表中 12月5日（金） 募集要項等説明会+現地見学会参加申込〆切	2. 選定スケジュール（予定）の表中 12月12日（金） 募集要項等説明会+現地見学会参加申込〆切	
6	募集要項	18	IV. 募集及び選定に関する事項 3. 募集に関する手続き (3) 募集要項等の公表以降における応募手続き ③ 第一次審査 ア 第一次審査書類の提出	応募者は、第一次審査に必要な書類（様式1～4）及び添付書類を提出する。提出は応募企業が行うこと。なお、1者以上から第一次審査書類の提出がなかった場合、県は、特定事業の選定を取り消すことがある。	応募者は、第一次審査に必要な書類（様式1～4）及び添付書類を提出する。提出は 応募者（グループの場合は代表企業） が行うこと。なお、1者以上から第一次審査書類の提出がなかった場合、県は、特定事業の選定を取り消すことがある。	